

答申案件の概要

件名	県立保健大学非常勤職員採用試験の得点上位者に係る小論文回答用紙についての一部開示決定処分に対する異議申立て	
担当課	開示決定等	公立大学法人青森県立保健大学経営企画室
	異議申立て	公立大学法人青森県立保健大学経営企画室
対象行政文書	平成20年度公立大学法人青森県立保健大学非常勤職員採用試験の試験区分「司書」の小論文審査結果における得点上位者6名それぞれの「㊸公立大学法人青森県立保健大学非常勤職員採用試験 小論文回答用紙」	
経緯	開示請求年月日	平成21年4月13日
	開示決定等年月日	平成21年4月20日
	異議申立て年月日	平成21年6月19日
	諮問年月日	平成21年6月25日
本件処分の内容	<p>一部開示決定 (不開示部分及び不開示理由)</p> <p>(1) 受験者の氏名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第3号該当(特定の個人を識別することができるため)</li> </ul> <p>(2) 受験者が記述した小論文(本件情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例第7条第7号ニ該当(非常勤職員採用試験が人事管理に係る事務であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため)</li> <li>・ 条例第7条第3号該当(特定の個人を識別することができるため。公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため)</li> </ul>	
異議申立ての趣旨	本件処分を取り消し、本件情報の開示決定を求める。	
審査会の結論	公立大学法人青森県立保健大学(以下「実施機関」という。)が、本件情報を開示しなかったことは、妥当である。	
審査会の判断要旨	<p>&lt;条例第7条第3号該当性について&gt;</p> <p>○ 本文該当性について</p> <p>(1) 筆跡の個人識別性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般に、筆跡は、格別の事情がない限り、第三者が知り得るものではないことから、筆跡単独では特定の個人を識別することができないものと認められる。</li> <li>・ 条例第7条第3号の個人識別情報には、当該情報単独では特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものも含まれるが、これは、一般人が通常入手し得る情報と組み合わせると特定の個人が</li> </ul>	

識別され得る場合には、本来の個人識別情報と同様に取り扱わざるを得ないという趣旨に解するのが相当である。

- ・ 実施機関は、本件採用試験に「応募した事実」と得点上位者の「筆跡」の二つの情報から、個人が識別できているが、当該情報は、当該得点上位者と特別の関係にある者のみが有する情報であると考えられるため、個人識別性を判断する上での「他の情報」には含まれないと解される。
- ・ よって、本件情報の筆跡は、一般人が通常入手し得る情報と組み合わせたとしても、特定の個人を識別することはできないと認められる。

(2) 「なお個人の権利利益を害するおそれ」について

ア 「著作者人格権」について

- ・ 本件情報は、得点上位者が、最近の時事問題について自分の考えを述べたものであるため、著作権法上の著作物に当たることは明らかである。

また、実施機関によれば、得点上位者が提出した小論文は、公表を予定していないとのことであるから、得点上位者は、当該小論文について著作者人格権としての公表権（著作権法第18条）を有するものと認められる。

- ・ 一方、著作権法第18条第3項第3号では、著作者が、未公表の著作物を別段の意思表示（情報公開条例の規定に基づく開示に同意しない旨の意思表示）をせずに地方公共団体等に提供した場合には、情報公開条例の規定により当該地方公共団体等が当該著作物を公衆に提供し、又は提示することについて、同意したものとみなすとされているところである。

また、実施機関によれば、本件処分を行うまでの間に、「得点上位者から別段の意思表示はない」とのことである。

- ・ 本件情報は、得点上位者から別段の意思表示なく実施機関に提供されており、このことは、上記のとおり、得点上位者が条例に基づく開示に同意したものとみなされるのであるから、本件情報を公にしても、当該者の著作権法上の著作者人格権を害することにはならないものと認められる。

イ 「得点上位者の思想及び信条等の個人の内面の考え」について

- ・ 本件情報は、得点上位者が、最近の時事問題について自分の考えを述べたものであり、その内容は、得点上位者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等を記述したものであることが認められる。

そして、それらの意見等は、得点上位者の人格、思想、社会観等と密接に結び付いたものであることが明らかであるから、得点上位者は、それらの意見等を公表すべきかどうかについて自らの意思で決断するという、一種の人格権ともいえるべき利益を有しているものと解することができる。

また、得点上位者が小論文を実施機関に提出した後、当該小論文の公開が予定されているといった事情も認めることはできない。よって、本件情報が公になると、得点上位者の権利利益

が害されるものと認めることができる。このことは、本件情報に個人識別性が認められない場合でも同様というべきである。

(3) 以上から、本件情報は、条例第7条第3号本文の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するものと認められる。

○ ただし書該当性について

本件情報は、本件採用試験の受験者が記述した小論文であり、条例第7条第3号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

○ よって、本件情報は、条例第7条第3号に該当する。

<条例第7条第7号該当性について>

- ・ 本件情報は、条例第7条第3号に該当するものと認められるため、条例第7条第7号該当性について別途検討することは、要しない。

<条例第9条の適用について>

- ・ 本件情報のような個人に関する情報について裁量的開示を行う場合には、「個人の人格的な権利利益を侵害しないよう慎重な配慮をしなければならない」と解されているところであり、個人に関する情報についての裁量的開示は、より限定的であるべきである。
- ・ 本件情報は、得点上位者の社会的な関心に基づく意見、信条、理念等を記述したものであり、その内容は、得点上位者の人格、思想、社会観等と密接に結び付いたものであると認められる。本件情報を公にした場合に、本件採用試験が適正に実施されているかどうか、検証することが一定程度可能となるとしても、その余の特段の事情があるとは認められない。このことからすれば、このような性格を有する本件情報を開示することによって生じる当該個人の不利益を考えた場合、これを上回る公益上の必要性があるとまでは認めることはできない。
- ・ よって、本件情報について、実施機関が条例第9条を適用して裁量的開示を行わなかったことに裁量権の逸脱ないし濫用があると認めることはできない。